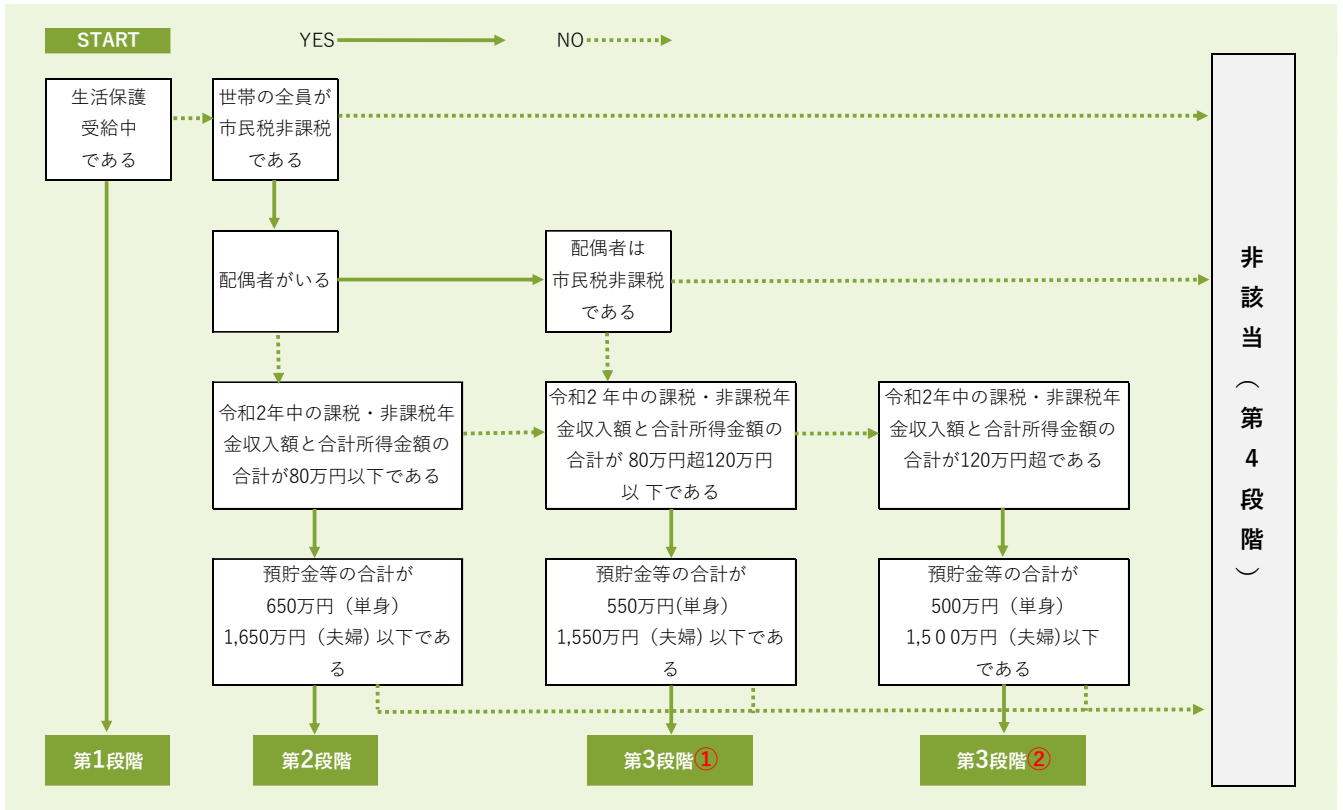




# 介護保険負担限度額認定とは

特別養護老人ホームや介護老人保健施設を利用の際 食費と居住費については全額自己負担となります。しかし、住民税非課税世帯であり、所得や預貯金額等が一定の要件を満たしていた場合には、市区町村から**介護保険負担限度額認定証**が発行され、所得に応じ食費と居住費に支払の上限額が設けられます。  
※軽減を受けるにはお住いの市区町村への申請が必要です。

## 【軽減の対象になる？ 介護保険負担限度額認定 要件1分チェック!】



## 【食費・居住費の自己負担限度額】

利用者負担段階	対象者		食費		居住費	
	所得要件	資産要件	入所	ショートステイ	従来型個室	ユニット型個室
第1段階	生活保護受給者		300円	300円	490円	820円
第2段階	本人の年金収入額+その他の合計所得額が80万円以下	預貯金等の合計が単身650万/夫婦1,650万円以下	390円	600円		
第3段階①	本人の年金収入額+その他の合計所得額が80万円超120万円以下	預貯金等の合計が単身550万/夫婦1,550万円以下	650円	1,000円	1,310円	1,310円
第3段階②	本人の年金収入額+その他の合計所得額が120万円超	預貯金等の合計が単身500万/夫婦1,500万円以下	1,360円	1,300円		
第4段階	上記、利用者負担第1段階～第3段階①②以外の人		制度の対象外			

※令和3年度制度改正に伴い、令和3年8月サービス利用分から認定の対象となる要件や食費/居住費の負担限度額等について一部基準が変更となりました。